平成２２年（フ）第２５０号
群馬県太田市宝町195番地　宝泉市営住宅1569号
債務者　中島　理恵
1　決定年月日時　平成22年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第５２０号
北海道茅部郡森町字常盤町28番地
債務者　菊地　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１０３号
岩手県大船渡市三陸町越喜来字鬼沢79番地50
債務者　及川　周一
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第３２４号
山形県西村山郡大江町大字材木96番地、前住所山形県寒河江市大字高屋字北江23番地の９
債務者　藤井　佑美
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３８号
山形県寒河江市みずき２丁目２番地の４
債務者　藤原　則之
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３４７号
山形県西村山郡大江町大字顔好乙64番地
債務者　鈴木　文子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３０号
群馬県利根郡みなかみ町月夜野1171番地
債務者　杉木　公利
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第３１号
群馬県利根郡みなかみ町月夜野1171番地
債務者　杉木よし子
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２２年（フ）第２４３号
群馬県太田市東別所町333番地３　きむらハウスＢ―102号
債務者　神山　俊明
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１６９号
岐阜県大垣市和合本町１丁目308番地１　エルディム和合Ａ202
債務者　猿渡かずよ
1　決定年月日時　平成22年11月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第７００号
愛知県碧南市西山町１丁目83番地　睦荘西１号室
債務者　木村　　登
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７５３号
愛知県岡崎市藪田１丁目13番地５　竹花マンションＡ―102
債務者　工藤　友紀
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７８５号
愛知県岡崎市美合町字天白117番地６
債務者　木下クラウジオこと　キノシタ　クラウジオ　マサハル
1　決定年月日時　平成22年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第８７号
和歌山県田辺市下三栖606番地の10
債務者　城戸幸野こと　柯　　春燕
1　決定年月日時　平成22年11月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月27日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

廃止意見聴取集会等の期日変更

平成２２年（フ）第３２号
愛媛県大洲市肱川町宇和川3036番地１
破産者　有限会社松岡建設
1　主文　廃止意見聴取・計算報告の各期日を平成23年３月４日午前10時から平成22年12月24日午前11時30分と変更する。
2　決定年月日　平成22年11月５日
松山地方裁判所大洲支部

破 産 終 結

平成９年（フ）第１３５４号
大阪市中央区東平２丁目５番４号
破産者　カネイチ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月４日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第７３６号
栃木県小山市大字松沼字房合936―５、開始決定時の住所栃木県小山市大字大本33番地４
破産者　蟻生　　操
1　決定年月日　平成22年11月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係